

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和5年9月1日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年9月1日（金） 午前10時00分から 午前10時21分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和5年9月1日（金）

午前10時00分から

午前10時21分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
 - 議案第53号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第54号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 在外選挙人関係
 - 議案第55号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
 - 議案第56号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委員長	細田昭司
委員長代理	加藤洋子
委員	金子智恵子
委員	藤井尚夫

事務局 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	河本幸雄
事務局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真
事務局 選挙管理委員会事務局選挙主査	三井正規
事務局 選挙管理委員会事務局選挙主事	齊藤竜馬

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 5 3 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 5 4 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 5 年 9 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 5 5 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第 5 6 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 埼玉県知事選挙（最終結果）
- ・ 埼玉県知事選挙 開票結果速報

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。去る8月6日執行の埼玉知事選挙につきましては、委員各位、選挙管理委員会事務局並びに多くの皆様のご尽力によりまして、厳正公正に管理執行することができました。本席を借りまして厚く御礼申し上げます。なお本件につきましては、日程5で総括というか、まず事務局より投票状況をご説明いただいた後、反省会ということで行いたいと存じますのでよろしく願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第53号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第54号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。

選挙人名簿関係でございます。「議案第53号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第54号 選挙人名簿から抹消することについて」。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。

三井主査。

○事務局・三井主査

議案第53号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、483人。女、398人。計、881人でございます。

続きまして、議案第54号を御説明申し上げます。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和5年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、784人。女、747人。計、1,531人でございます。

1枚おめくりください。資料の概要について御説明申し上げます。

1番の登録につきましては、先ほどの議案第53号の内容でございまして、転入が令和5年4月20日から令和5年6月1日の方。年齢要件につきましては、平成17年8月8日から平成17年9月2日までにお生まれになった方が該当となっております。

続きまして2番につきましては、議案第54号の内容でございます。

転出につきましては、令和5年3月19日から令和5年4月30日まで。死亡につきましては、令和5年7月20日から令和5年9月1日まででございます。3番のところですが、市内転居につきましては、令和5年8月23日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。

次に裏面を御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,321人。女が、5万9,151人。合計としまして、11万8,472人でございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第53号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第54号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第54号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第55号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第56号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第55号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」、「議案第56号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両案につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。

三井主査。

○事務局・三井主査

議案第55号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第56号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和5年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、2人。女、0人。計、2人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、50人、女、51人、計、101人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

初めに、議案第55号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第56号につきまして、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

先ほど申し上げました県知事選挙の結果につきまして、まず事務局からご報告をいただいた後、質疑等を賜りたいと存じますのでよろしくお願いたします。それでは事務局からお願いいたします。佐藤係長

○事務局・佐藤係長

それでは、今お配りいたしました資料に基づき、ご説明申し上げます。今回の埼玉県知事選挙ですが、まず投票につきましては、投票率前回31.57%に対しまして23.55%という結果でございました。期日前投票につきましては、始まった初日、2日目等、前半はかなりいい数字

で推移していたのですが、その後伸び悩みまして、埼玉県はじめ、朝霞市でも広報活動を熱心に行ったところではございます。また投票日当日も投票を促すような放送をかけたり、広報車等で、投票に行く、促すような放送等に従事したところではあるのですが、結果としましては、前回よりも低くなってございます。またこの投票率につきましては埼玉県が、全国でワーストとなるような記録を作ってしまったしまして、今回の選挙は県全体としても、全国的に見まして、低い投票率であったということでございます。投票者としましては、2万7,349人の方がいらっしゃったということでございます。続きましてもう1枚をご覧ください。開票の結果でございます。2万7,349人の方が投票されたんですが、そのうち、有効票としましては2万6,794票でございました。現職の大野知事が当選されたということで、2万票ちょっと取っていらっしゃいます。また555票の票が無効票となりまして、有効票に対して555票無効であったということでございます。開票確定としましては、午後10時37分ということで、前回と同様ぐらゐの時間で言うことができたというところでございます。あと近隣4市につきましては、ちょっとご説明申し上げますと、朝霞市同様にどこも投票率が下がっておりまして、志木市や和光市につきましては、朝霞市より投票率が高く、新座市は朝霞市より低くてですね、特に新座市におかれましては、投票率が大幅に下がってしまったというようなことになってございます。以上になります。

○細田委員長

続きまして、何か疑問等があれば賜りたいと。次回に改善してできることは改善したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○金子委員

期日前投票に3回伺ったのですが、1回目がですね、廊下の窓が開いていたりして、室内がすごく熱くなってしまったんですね。そうしましたら、派遣の方も何か熱中症で、女性の方がちょっとってことで休憩して、しばらく休んでいらしたんですけれども、事務局の方がお部屋の調整にも、調整温度も配慮していただけて、あまりに暑いときはエアコンを下げるとかね、寒くても上げるとか、立会の事務局の方からも、そのような配慮をお願いできたらなと思ってるんですね。それが1点目です。あと2点目なですけれども、休憩時間がございますよね。休憩時間の目

安っていうのは立会いのところには置いてございますけれども、休憩室にはないんですね。休憩室にありませんので、初めてご一緒された方だから、私も何も言えなかったんですけども、時間が10分過ぎても15分過ぎても帰ってらっしゃらないんですね。午前と午後の休憩時間とお食事のときも、本当に、もうご自分の気持ちで帰ってくような感じだったんで、あの休憩室にもその目安のお時間っていうのを置いていただけたら、皆さんそれを見ながらで分かりやすいのかなっていう気もいたしました。もう一点ですけども、第四中学校に巡回で参りまして、やはり学校も好意的に部屋を貸してくださると思うんですけども、玄関を入りまして、左側に曲がって、かなりもう本当に奥の方まで進んでいくんですね。一番もう奥の方の倉庫のようなお部屋って、私感じたんですけども、周りにダンボールがたくさん積んであって、何か模造紙を貼ってあったんですけども、ここだと気分良く投票できる施設のお部屋じゃないなって私自分自身で感じたんですね。ですから、学校は好意的に貸してくださると思っているんですけども、玄関入って曲がったらすぐのお部屋を、お貸ししていただけないかなっていうのが、私その時感じました。はい、以上の3点ですけども、一応私を感じたことをね、あの述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

○細田委員長

事務局どうですか。1点目から3点目まで。佐藤係長。

○佐藤係長

まず、投票所の空調につきましては、職員にも伝えてまして、適宜温度調整するようには申し上げているところではございます。ただ一方で地球温暖化の取り組みとして、役所として推進しているところでもありますので、コンビニエンスストアとかみたいに急激な冷やし方っていうのはなかなかできないという実情もございます。ただ、委員おっしゃる通り、体調管理が一番重要でございますので、そのあたりは今後の市議会議員選挙以降ですね、寒い時期も、温度調整については柔軟な対応をできる限りしたいと考えております。それから2点目の休憩時間の目安につきましては、休憩時間、あくまで目安ではございますが、用紙を休憩所に、備え置きたいと考えております。最後3点目の第四中学校の投票所につきましてはですが、こちらPTA等で使ってるお部屋をお借りしております。学校でお部屋を借りる際っていうのが、教育委員会と選挙管理委員

会で調整しているところではございますが、なかなか難しいところがありまして、いろいろ学校側には融通を利かせていただいているところではありますので、今後他のお部屋をお貸しいただけるかどうかは学校側と調整をしたいと思います。ただ、学校側にも考えがありますので、できないはございますが、調整したいと考えております。以上になります。

○金子委員

玄関入ってから、かなり長く、突き当たりくらいまで歩くんですね。ですからそれもちょうとどうかなという感じです。

○細田委員長

他に何かありますか。

○金子委員

先ほどちょっと委員長ともお話ししたんですけども、時計がですね、何か見えないようにカバーしちゃってありますよね。それはどのようなお考えで時計を隠しちゃったんでしょうか。

○佐藤係長

備え付いている時計を隠すというのは、ラジオの時報で行っておりますので、時報と必ずしも備えついている時計が一致しないということがあるので、紛らわしいという観点で、隠すようになるべくしているところがございます。ただ施設によっては、高所についてるものもありますので、隠すことができないときもありますが、なるべくそういった事情でですね、隠して時間が紛らわしくないようにしてるということでございます。現在の時刻をお伝えするのを隠してっていう趣旨ではなくてですね、あくまでも開票につきましては、9時から始まるっていうことで周知してますので、正確な時間っていうことで行っておりますので、そういう趣旨で、若干の誤差がないようにということで、備えついている時計は隠してるということでございます。

○金子委員

そうしますと、始まりの時間通りの時間は、時報によって、やっていただいているんですけども、その他の時間っていうのは、今時計を持ってらっしゃらないって方もいるし、あまりスマホばかり見ても行けない方もいらっしゃるし、そういう場合でも今何時かなっていう目安っていうのも何か必要なんじゃないかなっていう気はいたしました。でも、おっしゃってることも分

かりますので。はい。ありがとうございます。

○細田委員長

その他何かありますか。ありませんか。いずれにいたしましても、無事に終わりましたので、ありがとうございました。

その他、委員の方からなにかございますか。

無ければ事務局、何かございますか。

○河本主幹

それでは、その他といたしまして、ご報告いたします。本日開会いたしました9月議会においてですね、選挙に関する一般質問が2点出されております。一件は駒牧議員から朝霞市の選挙についてということで、4月と8月に実施されました、県議選と知事選の投票率であったりですとか投票率向上に向けた取り組み、あとは投票支援カードという、ホームページ等からダウンロードして、お家で書いてくることによって、投票所でご自分から声をかけないで、受けたい支援をスムーズに受けられるカードがありまして、その導入について質問するというところでございます。もう1件につきましては、須田議員から、ポスター掲示板の設置の高さについて、高さの決まりとかを確認したいと。議員の方から、あまり高くなると貼る際に危ないってということもあるので、あまり高くないように配慮してほしいというような内容の質問をするということでございました。一応この2点が質問されておりますので、委員長には、本会議に出席いただきまして、ご答弁いただく予定となっております。以上です。

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員
